

標題 : 人事院と民間給与実態調査の方針をめぐって交渉
発信番号 : 自治労情報2025第0065号
発信日付 : 2025年4月21日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

人事院は、本年の民間給与実態調査に関する方針が固まったとして、賃金・労働条件専門委員会にその骨格を示した。
冒頭、酒井職員福祉局職員団体審議官付参事官は以下の通り説明した。

1. 調査期間

4月23日(水)から開始し、6月13日(金)までの52日間である。
企業担当者にはできる限り調査にご協力頂けるよう、早期に調査を開始するつもりである。

2. 調査対象事業所

昨年と同様に国・地方の公務、外国政府・国際機関等を除く民間の全ての産業の中で、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所 約59,200所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した約11,900所である。

3. 調査の方法

人事院と、47都道府県、20政令指定都市、特別区及び和歌山市の69人事委員会が分担して実施する。調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法、具体的には、郵送や電子メール、オンラインによる調査等も活用する。調査員は約1,000人である。

4. 調査のカバレッジ(網羅率)

今年の調査対象事業所を抽出する基礎となっている全国の母集団事業所約59,200事業所についてみると、「令和3年経済センサス-活動調査」における、従業員数(常用雇用者(無期雇用者))の占める割合は、6割(66.3%)を超えている。

5. 調査の内容

事業所単位で行う調査事項については、①賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額、②本年の給与改定等の状況(具体的には、ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等)、③諸手当の支給状況(具体的には、住宅手当の支給状況、通勤手当の支給状況)、④高齢者雇用施策の状況(具体的には、一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等)について調査する。

調査内容は、過去の調査事項から変更のある主な事項として、事業所票(2)において、昨年調査した家族手当の支給状況及び寒冷地手当の支給状況は調査しないこととし、住宅手当の支給状況について調査することとした。

その理由として、住宅手当については、2019年調査以前は毎年継続して調査を行い、2019年勧告では、見直しを行ったところであるが、2020年以降は調査を実施していないことから、現状を把握するため本年調査を実施することとした。

家族手当については、2024年の給与法改正で配偶者に係る扶養手当の廃止・子に係る扶養手当の増額を行ったところであり、配偶者に係る扶養手当は、段階的ではあるが廃止されるものであり、本年も継続して調査を要するものではないと判断した。

従業員別に行う調査については、例年と変わりなく、調査事項は、4月分の初任給月額を調査するとともに、月例給の民間との比較の基礎として役職、年齢、学歴等従業員の属性とその4月分所定内給与月額、すなわち、4月分のきまって支給する給与総額と、そのうちの時間外手当額、通勤手当額を調査する。調査職種は76、そのうち初任給関係が18で、これらの職種について職種分類を行い、調査職種別に給与を調べることになる。

調査の概要については以上の通りである。

これに対し、高柳副事務局長は次の通り人事院の見解を質した。

1. 今回の調査と過去の調査を比較した場合、調査対象事業所が一昨年並みの数値に戻っただけで基本的には昨年同様と考えるが、それで良いか。何らかの相違点があるか。

2. 事業所単位で行う調査事項について

(1) 家族手当と住宅手当に関する考え方は承知した。その上で、住宅手当の支給状況については、あくまでも現状把握のための5年ぶりの調査ということであり、本年勧告において何らかの見直しを行うか否かはまた別途、という理解で良いか。

(2) 通勤手当の支給状況について、春闘期においても、交通用具使用者の通勤手当の見直しに向けて、調査を行うことを要求してきた立場として、調査項目に入ったことは評価したい。その上で、交通用具使用者の通勤手当に関しては、昨年末に各府省向けに実施された「通勤のため自

動車等を使用する職員に関する調査」が行われたものと承知している。その結果とも併せて分析し、ガソリン価格の高騰などこの間の環境の変化を踏まえた改善を行うことを予め要請しておきたい。

これに対し、酒井参事官は、以下の通り答えた。

1. 変更点ということで事業所票（2）について言及したが、調査全般ということであれば、基本的に昨年と同様と考えていただいて問題ない。
2. 事業所単位で行う調査事項について
（1）住宅手当を調査することとした理由は、冒頭説明させていただいた通りであり、ここ数年実施していないことから、現状を把握するため本年調査を実施するものである。これから調査を行おうという段階であって、それ以上のことを述べるのは差し控えたい。
（2）交通用具使用者の通勤手当について、これまでも強いご要望として話を伺ってきている。本日の要請も担当としっかり共有しておく。

さらに、高柳副事務局長は続けて、次の通り人事院の見解を質した。

3. 人事行政諮問会議「最終提言」に示された内容に関わって
（1）「提言」では、「具体的には、現在50人以上とされている官民給与の比較対象となる企業規模について、少なくとも従前の100人以上に戻すべきである。特に、政策の企画立案や高度な調整等に関わる本府省職員については、その業務の困難性や特殊性、採用において競合する企業規模などを詳細に分析・評価した上で、それらの職務と類似する職責を担う民間企業の職種・職位を特定し、より実質的な比較が可能となる手法を構築すべきであり、それに向けて、少なくとも1,000人以上の企業と比較すべきである」と示され、これらの見直しを「来年度を目途」に実施せよ、とされているものと承知している。そこで確認になるが、これはあくまでも総裁の私的諮問機関たる諮問会議からの提言であって、人事院として、このような見直しを行うか否かは今後の検討次第である、と理解して良いか。
（2）例えば昨年の調査で言えば、全調査事業所9,471のうち、「1,000人以上」が2,986事業所、「100人以上」であれば、8,017事業所であったことが資料として示されている。つまり、「1,000人以上」の場合2,986事業所、「100人以上」の場合8,017事業所について調査・分析すれば良い、ということであって、技術的には比較的容易であると理解して良いか。
（3）しかしながら、本年の調査については、そのような見直しのもとで行うわけではなく、先ほどご説明された通り、なお従前の例に従って「50人以上」として調査・分析する、と理解して良いか。

これに対し、酒井参事官は、以下の通り答えた。

- （1）および（3）について。ご指摘の「最終提言」の比較企業規模の見直しについては、先月、有識者からの提言を頂いたところである。これから人事院として検討を行っていくこととしており、冒頭ご説明した通り、今回の調査対象については、これまでと同様、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所としている。
比較企業規模の在り方については、様々な議論があるが、社会的な理解、関係各方面の理解が得られるものであることが重要と考えている。人材確保の要請も考慮した適切な報酬水準を設定していく必要性を踏まえつつ、各方面の意見を伺いながら、検討を行って参りたい。
（2）「100人以上」も「1,000人以上」も、今回の調査対象である「50人以上」に包含されることにはなるが、その場合の調査や分析が比較的容易かどうかについては、私の立場ではコメントできないところであり、いずれにしても、仮定の話にお答えするのは難しい。

また、出席した委員からは、次の通り質問があった。

1. 高齢者雇用施策の状況について、今回調査でも確認するのか。また国家公務員の55歳での昇給停止について、60歳前後の給与カーブの在り方の問題に含まれると認識しているが、このような措置が民間でも行われているか、今回調査しないのか。
2. 通勤手当について、現場からは駐車場代も大きな負担という声がある。今回、その調査は行われるか。

これに対し、酒井参事官は、以下の通り答えた。

1. 定年引上げに係る国家公務員法等の改正法（2021年成立）において、定年の段階的引上げが完成するまでに、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、措置を講ずることとなっている。人事院としては、60歳前や60歳超の各職員層の給与水準のあり方について、民間の定年制や高齢層従業員の給与の状況等を注視し、引き続き検討していくこととしており、本年も、定年年齢が60歳以上または定年制がない事業所における、60歳を超える従業員の給与水準等について調査を行うものである。したがって、55歳での昇給停止を個別に取り上げるということではなく、

60歳前後でどうなるか確認するものである。

民間の70歳への定年引上げ状況については、2024年度の厚生労働省の調査結果で、定年制の廃止や定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、創業支援等の措置等を実施済みの企業割合が31.9%であることは承知している。

引き続き、民間における就業機会の確保に係る状況も注視し、検討していきたい。

2. 通勤時の駐車場等の状況については、原則として交通用具による通勤を認めている管理者が対応すべきものと考えている。一方で先ほどご指摘のあった国家公務員に対する「通勤のため自動車等を使用する職員に関する調査」によれば、自ら駐車場を確保しているケース等も一定数あると考えられるので、今回、民間について駐車場の利用状況等を把握することとしている。

最後に高柳副事務局長が「基本的には例年通りの内容だと理解する。調査の過程で何か新たな課題が起きた場合などは直ちに我々に情報提供願いたい。また、民調の終了後、総裁宛てに要求書を提出させていただくので、それ以降の交渉・協議も含めて、予めよろしく願いたい」と述べ、この日の協議を終えた。